

# 建築物のバリアフリー化に係る制度の概要

## 建築物移動等円滑化基準への適合義務

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）により、床面積が2,000㎡以上である等一定の規模以上の特別特定建築物※を建築する際に、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付け

- ※ 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（病院、百貨店、ホテル、老人ホーム、美術館など）
- ※ 地方公共団体が条例において義務づけ対象となる特定建築物（学校など）の追加、建築の規模の引き下げ又は当該基準への必要な事項の付加を行うことが可能

## バリアフリー環境整備促進事業による助成①

社会資本整備総合交付金により、人口5万人以上の市等における、不特定多数が利用する公共的建築物その他の高齢者・障害者等が利用する施設が整備（予定含む）される地区で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い地区において、以下の項目について助成。（移動システム等整備事業）

- 基本構想等の策定費
- 基本構想等に従って行われる以下の移動システム等の整備費
  - ・移動システム等の整備費（スロープ、エレベーター等）
  - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ等）の整備費
  - ・移動案内装置の整備費

## より高度なバリアフリー化に係る支援制度

建築物移動等円滑化誘導基準等に適合するよう、より高度なバリアフリー化がなされた特定建築物について、所管行政庁の認定を受けることと以下のような支援措置を受けることが可能。

### 表示制度

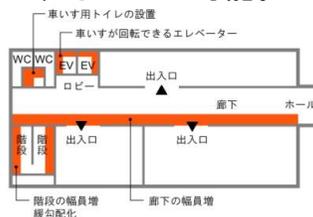
建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利であることから、バリアフリー法では認定を受けた特定建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができる。



シンボル  
マーク

### 容積率の特例

認定を受けた特定建築物において、高齢者や車いす利用者等の利用に配慮してトイレや廊下などの面積が増える場合に、延べ面積の1/10を限度に容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることができる。また、建築基準法の許可制度によりそれ以上の面積についても不算入とすることが可能。



## バリアフリー環境整備促進事業による助成②

社会資本整備総合交付金により、人口5万人以上の市等における、不特定多数が利用する公共的建築物その他の高齢者・障害者等が利用する施設が整備（予定含む）される地区において、認定特定建築物に係る整備費について助成。（認定特定建築物建築事業）

- ・認定特定建築物の建築に関する事業（病院、図書館等不特定多数の者が利用する建築物等で特定行政庁の認定を受けたもの）

# バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準(義務基準)、 建築物移動等円滑化誘導基準(誘導基準)の例

## 出入口

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上



## 廊下等

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり



## 傾斜路

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※1
傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2

※1 低位部分は適用除外

※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり



## エレベーター及びその乗降ロビー

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3
乗降ロビーの広さ	150cm角以上※1・2	180cm角以上※3

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準(適用除外あり)

※2 2000㎡以上の建築物における不特定多数の者が利用するものに限る

※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る



## 便所

### ○主な基準

	義務基準	誘導基準
車いす使用者用便房の数	建物に1以上	各階に原則2%以上
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上	各階に1以上



※その他以下の施設に係る基準がある。

- ・ 階段
- ・ ホテル又は旅館の客室
- ・ 敷地内の通路
- ・ 駐車場
- ・ 標識
- ・ 案内設備
- ・ 浴室等

等

バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備並びに認定特定建築物への移動システム等の整備に対し、助成を行う。

## 交付対象事業者：

- ・ 地方公共団体、民間事業者、協議会等

## 交付内容：

### ■ 移動システム等整備事業

- ・ 基本構想等の策定
- ・ 屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）
- ・ 建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
- ・ 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）等

### ■ 認定特定建築物建築事業

- ・ 屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）
- ・ 屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）
- ・ 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等

## 国費率：

1/3

※平成22年度より原則として社会資本整備総合交付金により実施

